

(仮称) 網走市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例草案

(目的)

第1条 この条例は、網走市の区域内における太陽光発電事業の実施により、防災、良好な生活環境の確保、自然環境の保全、良好な景観の形成及び文化の継承等に支障が生ずることのないよう、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「太陽光発電施設」とは、太陽光を電気に変換する施設及びその附属物をいう。

2 この条例において「太陽光発電事業」とは、次の事業をいう。

(1) 太陽光発電施設（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物に附属して設置するものを除く。）であって、発電出力の合計が10kW以上のものを設置する事業（当該太陽光発電施設により発電される電気が、専ら一の世帯の日常生活及び当該世帯の居宅に附属する建物で営まれる生業に必要な電力の消費の用に供されることとなるものを設置するものとして規則で定めるところにより市長の認定を受けたものを除く。）

(2) 第1号に規定する太陽光発電施設を発電の用に供する事業

3 この条例において「事業者」とは、太陽光発電事業を行おうとする者並びに太陽光発電事業を行う者及びその承継人をいう。

4 この条例において「事業区域」とは、太陽光発電事業の用に供する土地の区域をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、必要な措置を適切に、かつ、円滑に講ずるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、太陽光発電事業の実施に当たっては、関係法令を遵守するとともに、防災、良好な生活環境の確保、自然環境の保全、良好な景観の形成及び文化の継承等に支障が生ずることのないよう、必要な措置を講じなければならな

い。

(太陽光発電施設の設置場所の制限)

第5条 事業者は、事業区域が次の表に掲げる区域を含むことがないようにしなければならない。ただし、同表に規定する法令の規定に基づき行政庁が許可その他の処分により太陽光発電施設の設置を許す場合又は同表による制限が保護しようとする利益を損なわないことが確実である場合は、この限りでない。

分 類	該当する区域
防 災	(1) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域 (2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域 (3) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定に基づき指定された砂防指定地
環境保全	(1) 網走国定公園の第一種特別地域、第二種特別地域、第三種特別地域及び普通地域並びにこれらの各地域の外縁からの水平距離が300m以内の区域（能取工業団地の区域その他規則で定める区域を除く。） (2) 森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の地域森林計画の対象となっている民有林の区域、同法第25条第1項の規定に基づき指定された保安林及び同法第41条第1項の規定に基づき指定された保安施設地区 (3) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定に基づき指定された特別保護地区
河川・海岸の 保全等	(1) 河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域及び同法第56条第1項の規定に基づき指定された河川予定地 (2) 海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づき指定された海岸保全区域

農 業	(1) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域
文 化	(1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定に基づき指定された史跡名勝天然記念物の指定地域

（事前協議）

第6条 事業者は、第8条第1項の規定に基づく許可を受けようとする場合は、同条第2項の規定による申請をする前に、次に掲げる事項を記載した書類（以下「事前協議書」という。）に規則で定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地。以下同じ。）並びにその連絡先並びに工事を施工する者の氏名及び住所並びにその連絡先
- (2) 事業区域の所在地、その地目、現況及び面積、工事完成時における土地の形状、太陽光発電施設の配置予定図並びに事業区域の使用の権原
- (3) 太陽光発電施設の構造及び合計発電出力並びに当該事業者と実質的に同一又は共同の関係にあると認められる者が同時期若しくは近接した時期又は近接した場所に太陽光発電施設を設置する事実の存否（以下「分割の存否」という。）
- (4) 太陽光発電施設の維持管理の方法
- (5) 太陽光発電事業の期間及び第16条第1項に規定する廃棄等費用確保措置に関する事項
- (6) 前条ただし書の適用による太陽光発電施設の設置を予定する場合には、その旨及び同条ただし書の適用が許される理由
- (7) 第10条第1号に規定する資料
- (8) 前各号に掲げるもののほか規則で定める事項

2 市長は、事前協議書の提出を受けたときは、事業者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

（周辺住民等への周知措置等）

第7条 事業者は、太陽光発電施設の設置をしようとするときは、事業区域として
 予定する場所（以下この条において「設置予定場所」という。）の周辺地域の住
 民等（以下「周辺住民等」という。）に対し、太陽光発電施設の設置及び運用に
 関する事項について、住民説明会の開催又はその他の方法により周知させる措置
 （以下「周知措置」という。）を講じなければならない。

2 周知措置は、次の表のとおりとする。

(1) 太陽光発電施設が(2) に定めるもの以外のも のである場合	住民説明会（日時及び場所を周辺住民等に2週間以 上前に周知し、周辺住民等が事業者の説明を直接に 聴取し、その場で質疑応答をすることが確保されて いる説明の場をいう。以下同じ。）
(2) 太陽光発電施設の合 計発電出力が50kW 未満である場合（設置 予定場所が第5条に定 める区域を含まない場 合に限る。）	次のいずれかの方法 イ) 住民説明会 ロ) 投函若しくは戸別訪問により書面を配布する 方法又はインターネットを利用して周辺住民等 に情報を提供する方法（当該インターネットに おける情報の掲出場所（ホームページアドレス その他のURL）が周辺住民等に知り得るよう にすることを要する。）

3 事業者は、周知措置において、以下の事項に関する情報を提供しなければなら
 ない。

- (1) 太陽光発電事業に係る計画（以下この条において「事業計画」という。）の
 概要
- (2) 事業計画の実施に関し適用される法令及び条例の規定の遵守に関する事項
- (3) 太陽光発電施設の設置のための工事の概要
- (4) 緊急連絡先並びに保守管理者の氏名及び住所並びにその連絡先
- (5) 太陽光発電事業の実施に係る防災、良好な生活環境の確保、自然環境の保
 全、良好な景観の形成、文化の継承等に対して及ぼし得る影響及びその予防措
 置の内容（第8条第3項第7号に規定する取組みの内容及び第10条第4号に
 規定する配慮の内容を含む。）
- (6) 第16条第1項に規定する廃棄等費用確保措置に関する事項

- 4 第1項における「周辺住民等」とは、設置予定場所の敷地境界線からの水平距離が次の表の(1)から(3)までに掲げる場合に依り、それぞれ(1)から(3)までに定める範囲内に居住する者、設置予定場所に隣接する土地又はその上にある建物を所有する者並びに市長が必要と認める者をいう。

(1) 太陽光発電施設の合計発電出力が50kW未満の場合	100メートル
(2) 太陽光発電施設の合計発電出力が50kW以上の場合 (3)に掲げる場合を除く。)	300メートル
(3) 太陽光発電施設の合計発電出力が1000kW以上の 場合	1キロメートル

- 5 周知措置は、太陽光発電施設の立地の検討段階（事前協議書の提出の後、着工の少なくとも6月前までとする。）及び着工前の段階（着工の少なくとも3月前までとする。）において、それぞれ1回以上実施するものとする。
- 6 周辺住民等は、周知措置で示された内容に関し、住民説明会の場で、又は書面又は電磁的方法により、事業者意見又は質問を提出することができる。事業者は、これらに誠実に応答し、周辺住民等の意見に合理性がある場合には、事業計画の修正をするものとする。
- 7 事業者は、第8条第2項の許可の申請に際し、周知措置の内容、周辺住民等からの質問又は意見、事業者の応答及び事業計画の修正の対応関係を整理した書類（以下「周知措置・住民意見等対照表」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、提出を受けた周知措置・住民意見等対照表をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
- 8 太陽光発電施設の合計発電出力が1000kW以上である場合には、事業者は、市の職員（設置予定場所が第5条における環境保全に係る区域を含む場合には、市の職員及び自然環境の保全に関し識見を有する者）が住民説明会に陪席し、質問をする機会が確保されるようにしなければならない。

（許可）

- 第8条 事業者は、市の区域内において太陽光発電事業を実施しようとするときは、太陽光発電施設の設置に着手する前に、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、事業計画が記載された書類（以下「事業計画書」という。）及び規則で定める書類を添付して許可申請書を市長に提出しなければならない。

3 事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所並びにその連絡先
- (2) 事業区域の所在地、その地目、現況及び面積、工事完成時における土地の形状、太陽光発電施設の配置予定図並びにその事業区域の使用権原
- (3) 太陽光発電施設の構造及び合計発電出力並びに分割の存否
- (4) 太陽光発電施設により発電される電気の消費、供給その他の利用の方針
- (5) 太陽光発電施設の設置に係る工事の着工予定日及び完了予定日並びに当該工事の内容（工事を施工する者の氏名及び住所並びにその連絡先を含む。）
- (6) 太陽光発電施設の維持管理の方法（緊急連絡先並びに保守管理者の氏名及び住所並びにその連絡先を含む。）
- (7) 太陽光発電事業の実施に伴う自然環境への負荷をできる限り低減させるための取組みに関する事項
- (8) 太陽光発電事業の期間及び第16条第1項に規定する廃棄等費用確保措置に関する事項
- (9) 太陽光発電施設の廃止後に行う廃棄措置等
- (10) 前条に規定する措置の実施状況
- (11) 前各号に掲げるもののほか規則で定める事項

4 市長は、許可に、防災、良好な生活環境の確保、自然環境の保全、良好な景観の形成及び文化の継承等のため必要な条件を付することができる。

（許可基準）

第9条 市長は、前条第1項の許可の申請があったときは、当該申請に係る事業計画が以下に掲げる基準に適合すると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

- (1) 第5条に定める太陽光発電施設の設置場所の制限に抵触しないこと。
- (2) 太陽光発電施設の設置による災害の防止に関する基準

イ 地すべりをするおそれがある区域又は急傾斜地その他崩壊のおそれがある地盤（防災施設の設置が確実に講ぜられる場合を除く。）への設置でないこと。

ロ 太陽光発電施設の設置のために切土や盛土をする場合には、規則で定める基準を遵守すること。

ハ 太陽光パネルの表面や支柱から流出する雨水について適切に排水対策を講ずること。

(3) 反射光による影響に関する基準

太陽光発電施設から見通せる範囲に太陽光パネルからの反射光によるまぶしさを懸念する建物や施設がある場合に、アレイ（太陽光パネルを架台に設置したものをいう。以下同じ。）の向きを調整し、又は低反射の太陽光パネルを採用することにより、反射光による影響に配慮すること。

(4) 騒音の防止に関する基準

パワーコンディショナーの稼働音（他の音源からの騒音との合計によるものを含む。）が環境基準を超える等、周辺住民等の生活環境に影響を与えることがないように、その設置場所を調整し、又はこれに囲いを設ける等の対策が講ぜられること。

(5) 電気事業法その他の法令及び条例に適合すること。

(6) 周辺住民等への周知措置が第7条の規定に従い実施されたこと。

(7) 太陽光発電施設について、第16条第3項の規定に従い、保証金の預入、市を質権者とする質権設定契約の締結及び当該質権について対抗要件の具備がされたこと又は事業者と市長との間で同条第6項に規定する協定が締結されたこと。

（景観に関する許可基準）

第10条 市長は、第8条第2項の規定による申請が合計発電出力50kW以上の太陽光発電施設の設置に係るものである場合には、前条の基準のほか、景観に関する次の基準に適合すると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

(1) 事業区域を顕著に視認することができる眺望場所が存在し、又は設置予定場

所の周辺に景観資源がある場合には、眺望場所からの太陽光発電施設の視認状況又は景観資源と設置予定場所が混在する風景が分かる想定写真等の資料を作成すること。

(2) 前号の「眺望場所」とは、天都山頂上その他の市の景観を見渡し、享受するに適する場所として規則で定める場所をいう。

(3) 第1号の「景観資源」とは、網走国定公園、オホーツク海の流水その他の市が永く保護していくべきものとして規則で定める景観をいう。

(4) 第1号の資料により太陽光発電施設の設置による景観への影響が懸念される場合は、次に定める事項その他の対策を講ずることにより、社会通念上必要と認められる程度に、景観への配慮がされていること。

イ 眺望場所からの視認状況を考慮し、アレイの高さを景観との調和に配慮したものとする。

ロ 敷地境界からの距離を確保し、又は植栽や周辺に森林を残置すること等により、太陽光発電施設をできる限り見えないようにすること。

ハ 周辺の景観との調和に配慮した色調の製品を使用すること。

(事業計画の変更の許可等)

第11条 第8条第1項の許可を受けた事業者は、当該許可に係る事業計画を変更しようとするときは、当該変更に伴い生じる工事に着手する前に、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 事業者は、前項ただし書に規定する変更をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

3 第5条から第7条まで、第8条第2項から第4項まで、第9条及び前条の規定は、第1項の許可について準用する。

(完成検査)

第12条 第8条第1項又は前条第1項の許可を受けた事業者は、太陽光発電施設の設置に係る工事が完了した後、遅滞なく、規則で定めるところにより、当該設置が許可を受けた事業計画の内容に適合しているかどうかについて、市長の検査

を受けなければならない。

2 市長は、前項の検査の結果、当該設置が許可を受けた事業計画の内容に適合していると認めたときは、規則で定めるところにより、その旨を事業者へ通知するものとする。

3 事業者は、前項の通知を受ける前に、当該太陽光発電施設を発電の用に供してはならない。

（許可の取消し）

第13条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項又は第11条第1項の許可を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の方法により第8条第1項又は第11条第1項の許可を受けたとき。

(2) 第8条第4項（第11条第3項で準用する場合を含む。）の規定に基づき許可に付された条件に違反したとき。

(3) 第8条第1項又は第11条第1項の許可に係る事業計画を逸脱して事業を実施したとき。

(4) 第8条第1項又は第11条第1項の許可を受けた日から起算して3年を経過する日までに前条の検査を受けなかったとき。

(5) 前条第2項の規定による通知を受けないで太陽光発電施設を発電の用に供したとき。

(6) 第16条第6項の規定に基づく協定に違反したとき。

(7) 第24条の規定に基づく命令に従わなかったとき。

（運用及び維持管理における遵守事項）

第14条 事業者は、太陽光発電施設の状況を定期的に、及び災害その他異常な事態が生じたときはその都度確認し、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。この場合において、周辺住民の生活環境への支障の発生、ライフラインへの影響の発生その他第8条第2項又は第11条第1項の申請の際に予期しなかった問題が生じた場合は、直ちに適切な対策を講じなければならない。

2 事業者は、自然災害等により太陽光発電施設が倒壊、破損する等の事象が生じた場合には、速やかに状況を確認し、第三者に対する被害の発生の防止及び修繕等の措置を講ずるとともに、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

3 事業者は、太陽光発電施設の見やすい場所に、事業者の氏名及び住所並びにその連絡先、緊急連絡先並びに保守管理者の氏名及び住所並びにその連絡先を表示しなければならない。

(地位の承継及びその届出)

第15条 事業者から相続、事業譲渡、合併又は会社分割により太陽光発電事業を承継した者は、当該事業者のこの条例に基づく地位（第16条第6項の協定を含む。）を承継する。

2 前項の規定により事業者の地位を承継した者は、承継があった日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(廃棄等費用の確保)

第16条 事業者は、太陽光発電事業の終了時における廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他の法令又は条例の規定に基づき必要となる太陽光発電施設の撤去及びその処分に要する費用に相当する財産を確保し、その他の財産と区分して管理する措置（以下「廃棄等費用確保措置」という。）を、次項から第5項までの規定に定めるところにより、太陽光発電事業の開始前に講じなければならない。

2 前項の規定による廃棄等費用確保措置に係る額は、次に掲げる額のうちいずれか高い額とする。

(1) 事業者が設置しようとする太陽光発電施設の合計発電出力（kW）に1万円を乗じて得た額

(2) 事業者が実施しようとする太陽光発電事業に係る資本費（太陽光発電施設の設置に係る工事費の総額をいう。）の100分の5に相当する額

(3) 法令又は条例の規定に基づき必要となる太陽光発電施設の撤去及びその処分に要する費用に関する合理的な見積額

- 3 事業者は、第8条第2項の規定による許可の申請の前に、前項の規定により得られる額の現金（以下「保証金」という。）を金融機関に預入し、当該預金債権について市と質権設定契約を締結するとともに、当該質権の設定につき、市に対抗要件を備えさせなければならない。
- 4 前条第1項の規定により事業者の地位を承継した者に係る前項の規定の適用については、同項中「第8条第2項の規定による許可の申請の前に」とあるのは、「第15条第2項の規定により市長への届出をした後速やかに」と読み替えるものとする。
- 5 第1項から第3項までの規定は、太陽光発電事業を実施している事業者が新たに第11条の規定による事業計画の変更をすることにより、第2項の規定により得られる預入をすべき金額が増加する場合の当該増加する額について準用する。
- 6 前各項の規定にかかわらず、事業者が、市長と協定（廃棄等費用確保措置を太陽光発電事業の開始の日から10年以内に第2項から第5項までの規定の例により計画的に講ずる旨を約束する協定をいう。）を締結する場合は、その協定の定めるところによることができる。
- 7 第3項の規定にかかわらず、廃棄等費用確保措置を前項の協定に基づき計画的に講じている事業者から前条第1項の規定によりその地位を承継した者に係る第3項の規定の適用については、同項中「前項の規定により得られる額の現金」とあるのは「第6項の協定に基づき当該承継の時点で確保されるべき金額の現金」と読み替えるものとする。

（保証金の使途）

第17条 市長は、事業者が第24条の規定による命令を受けたにもかかわらず、当該命令に係る措置の全部又は一部を履行しなかったことにより、防災、良好な生活環境の確保、自然環境の保全、良好な景観の形成及び文化の継承等に著しい支障を及ぼしていると認める場合は、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条又は第3条第3項の規定により市が講じた措置に要する費用のうち第16条第1項の太陽光発電施設の撤去及びその処分に要する費用に該当するものに当該保証金を充てることができる。

2 市長は、前項の措置を講じた場合において、保証金の額が当該措置に要した費用の額より少ないときは、その差額を事業者に負担させることができる。

3 前項の規定により事業者に負担させる費用の徴収については、行政代執行法の規定の例によるものとする。

(質権設定契約の解除等)

第18条 市長は、次に掲げる場合には、第16条第3項の規定により締結した質権設定契約を解除するものとする。

(1) 事業者が太陽光発電事業を実施しないことが確定し、かつ、撤去及びその処分をすべき太陽光発電施設が存在しないとき。

(2) 第15条第1項の規定による事業者の地位の承継があった場合において、当該事業者の地位を承継した者と新たに第16条第4項又は第7項の規定により読み替えて適用する同条第3項の規定に基づく保証金の預入をした上で質権設定契約を締結し市に対抗要件を備えさせたとき。

(3) 事業者が太陽光発電施設の撤去及びその処分を完了させたとき。

2 事業者は、太陽光発電施設の撤去及びその処分のために保証金を使用すべきとき、第11条の規定に基づく事業計画の変更により預入をすべき保証金の額が減少するときその他相当の理由があるときは、第16条第3項の規定により預入した保証金の減額を市に申し入れることができる。

3 前項の規定による申入れがあった場合において、市は、保証金を減額したとしても適切に廃棄等費用が確保されていると認めるとき（保証金の全額を減額する場合にあっては、太陽光発電施設の撤去及びその処分が完了したと認めるとき、又は完了する見込みであると認めるとき）は、保証金の減額をすることができる。

4 市は、前項の規定により保証金の減額をする場合は、第16条第3項の規定により締結した質権設定契約に係る手続その他の当該保証金の減額に伴い必要となる手続を行うものとし、事業者はこれに協力するものとする。

(報告の徴収等)

第19条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

（立入調査等）

第20条 市長は、この条例の施行に関し必要な限度において、その職員に事業者の事務所又は事業区域に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入調査又は質問（以下「立入調査等」という。）をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、事業者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（廃棄措置等）

第21条 事業者は、太陽光発電事業を廃止したとき又は太陽光発電施設が損耗し、その機能を喪失したときは、当該太陽光発電施設を撤去し、法令の定めに従い、適切に処分しなければならない。

2 事業者は、前項に定める事由については、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

（指導又は助言）

第22条 市長は、防災、良好な生活環境の確保、自然環境の保全、良好な景観の形成及び文化の継承等に支障が生ずることを防止するため必要があると認めるときは、事業者に対して必要な指導又は助言をすることができる。

（勧告）

第23条 市長は、防災、良好な生活環境の確保、自然環境の保全、良好な景観の形成及び文化の継承等に支障が生ずることを防止するため、次に掲げる事業者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

(1) 第8条第1項又は第11条の許可を受けずに、第12条第3項の規定に違反して、又は第13条の規定により許可の取消しをされた後になお、太陽光発電事業を実施している者

- (2) この条例の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第14条第1項若しくは第2項又は第19条の規定に違反して報告をせず、若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料の提出をした者
- (4) 第14条第3項に規定する表示をしない者
- (5) 第20条第1項の規定による立入調査等を拒み、妨げ、又は忌避した者
- (6) 太陽光発電施設の維持管理が適切に行われていないため、防災、良好な生活環境の確保、自然環境の保全、良好な景観の形成及び文化の継承等に重大な支障を及ぼしていると認められる者

(改善命令)

第24条 市長は、前条の規定に基づく勧告を受けたにもかかわらず、これに従わない事業者に対し、期限を定めて、当該勧告で定めた措置をとることを命ずることができる。

(緊急安全代行措置)

第25条 市長は、自然災害等により太陽光発電施設が倒壊、破損する等の事象が生じた場合において、当該倒壊、破損等に係る物件を除去しなければ、住民等に重大な危害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該危険を回避するため必要最小限の措置（以下この条において「緊急安全代行措置」という。）を行うことができる。

2 市長は、緊急安全代行措置を行う場合は、あらかじめ事業者に対し第14条第2項の措置を直ちに講ずることについてその可否を照会し、その即時の実施ができないこと及び市長が緊急安全代行措置を講ずることについて同意を得なければならない。ただし、そのいとまがない場合は、この限りでない。

3 市長は、緊急安全代行措置を行った場合は、その費用を事業者に請求することができる。

(罰則)

第26条 第23条第6号の規定による勧告に係る措置をとるべき旨の第24条の規定に基づく市長の命令に従わなかった者は、30万円以下の罰金に処する。

第27条 第23条第1号から第5号までの規定による勧告に係る措置をとるべき旨の第24条の規定に基づく市長の命令に従わなかった者は、5万円以下の過料に処する。

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際既に太陽光発電事業を実施している者は、第8条第1項の許可を受けた事業者とみなす。

3 前項の規定により第8条第1項の許可を受けたとみなされた事業者（以下「みなし許可事業者」という。）は、この条例の施行後6月以内に、規則で定めるところにより、規則で定める書類を添付して次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 事業者の氏名及び住所並びにその連絡先

(2) 事業区域の所在地、現況及び面積、太陽光発電施設の配置図並びにその事業区域の使用権原

(3) 太陽光発電施設の構造及び合計発電出力並びに分割の存否

(4) 太陽光発電施設により発電される電気の消費、供給その他の利用の方針

(5) 太陽光発電施設の維持管理の方法（緊急連絡先並びに保守管理者の氏名及び住所並びにその連絡先を含む。）

(6) 太陽光発電事業の実施に伴う自然環境への負荷をできる限り低減させるための取組みに関する事項

(7) 太陽光発電事業の期間及び第16条第1項に規定する廃棄等費用確保措置に関する事項

(8) 太陽光発電施設の廃止後に行う廃棄措置等

(9) 前各号に掲げるもののほか規則で定める事項

- 4 前項の規定に基づき届け出られた事項は、みなし許可事業者に係る第8条第2項に規定する事業計画とみなす。
- 5 みなし許可事業者であって、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第15条の12第2項に規定する解体等積立金の積立てをすることが義務付けられていない者は、この条例の施行から6月以内に、次の各号に定める事項を市長に届け出なければならない。
- (1) 第16条第2項の規定の例により算出する廃棄等費用確保措置に係る額
 - (2) 附則第3項の規定による届出に係る同項第7号の太陽光発電事業の期間の終期（その時期が当該太陽光発電施設の発電の実施の開始の日から20年を経過する日以後である場合には、同日とする。）の5年前までに前号の額に相当する財産を確保するための計画及び当該財産を他の財産から分離して確保する方策
- 6 市長は、前項の届出を受けた場合において、必要と認めるときは、同項に規定する者に対し、同項第2号の計画及び方策を見直すことを求めることができる。